生まれつき耳の聞こえにくさ（先天性難聴）がある赤ちゃんは、およそ1,000人に1～2人いると言われます。聞こえにくさがあっても、早期に発見され、早い時期から療育等の支援を受けることで、たくさんのことばを習得することができ、コミュニケーションがスムーズにできるようになります。

　飯塚市では、耳の聞こえの検査（新生児聴覚検査）にかかる費用を助成します。

　お子さんの健やかなことばの発達への第一歩。必ず検査を受けましょう。

新生児聴覚検査費用を助成します

◆対象となる方◆

　次の①～③を満たす方

1. 令和7年4月1日以降に出生した新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者
2. 検査実施日に飯塚市に住民票がある新生児または新生児の保護者
3. 聴覚検査に関して、他市町村の助成を受けていない方

　　◆対象となる検査◆

自動ABR検査（自動聴性脳幹反応検査）

OAE検査（耳音響放射検査）

　　◆助成内容◆

 生後28日を経過しない赤ちゃんに対し、出生後初めて実施する上記の聴覚検査を1回に限り、助成します。

|  |  |
| --- | --- |
| 自動ABR検査 | 上限5,000円 |
| OAE検査 | 上限3,000円 |

◆検査費用◆

上記検査について、契約している産婦人科等では1回5000円（または3,000円）を上限として市が負担します。

それを超えた部分には自己負担が発生しますので、ご注意ください。

◎契約していない産婦人科等で受診される場合

一旦全額を自己負担していただき、後日、申請により払い戻しができますので、

新生児聴覚検査を受けた日から4か月以内に申請手続きをお願いします。

◆助成方法◆

１　飯塚市近隣の契約医療機関等（裏面）で検査を受ける場合

 　　親子健康手帳交付時に新生児聴覚検査受検券（妊婦健診受診券の裏側に貼付しています）を交付しますので、医療機関等に受検券を提出してください。

※来院時、受検券がないと新生児聴覚検査を受診することができませんので、忘れずに持参してください。

２　契約医療機関等以外で検査を受ける場合（日本国内に限る）

一旦全額を自己負担していただき、後日、申請により払い戻しの手続きを行ってください。

◆注意事項（転出者の方）◆

新生児聴覚検査の受診時点で、住民票が飯塚市以外にある（転出した）場合は、

助成を受けることができません。

転出先の市町村で新生児聴覚検査についてご確認をお願いします。

◆近隣の契約している産婦人科等◆

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 実施施設 | 住所 | 電話番号 |  |
| 1 | 有松産科婦人科ユースクリニック | 嘉麻市鴨生824番地 | 0948-42-1108 |  |
| 2 | 飯塚病院 | 飯塚市芳雄町3-83 | 0948-22-3800（代表）北6階病棟 |  |
| 3 | すどうクリニック | 飯塚市菰田西1丁目4番22号 | 0948-22-2347 |  |
| 4 | 田中クリニック | 飯塚市本町17-12 | 0948-22-3280 |  |

※上記以外の産婦人科等で検査される場合は、新生児聴覚検査の費用負担について、飯塚市

ホームページまたは、下記の担当課までご連絡ください。

◆問い合わせ先◆

飯塚市　こども家庭課　母子保健係

〒820-8501　飯塚市新立岩5番5号

TEL：0948-43-3305　　FAX：0948-21-9508